

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 海外業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2010 年 2 月中旬から 3 月初旬にかけて公布または施行された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

【法律】

- 「中華人民共和国著作権法」(2010 年 2 月 26 日全国人民代表大会常務委員会第 13 回会議で改正決定、同年 4 月 1 日改正法施行)

2001 年に続く 2 回目の改正。改正点は、①出版、伝達が禁止される作品は著作権法の保護を受けないとした現行法の規定を、国は作品の出版、伝達に対して監督管理を行うと変更したこと、②著作権に質権を設定する場合、質権者と質権設定者が国務院著作権行政管理部に質権登記を行うという規定を追加したこと、の 2 つ。

【規則】

- 「国家税務総局の割引額の増値税課税販売額からの控除問題に関する通知」(国税函[2010]56 号、2010 年 2 月 8 日発布・実施)

貨物販売で割引をした場合の扱いについての通知。販売額と割引額を同一発票(増値税インボイス)の「金額」欄に記載した場合は割引後の販売額で増値税を課税、「備注」欄に割引額を記載した場合は販売額からの割引額の控除は不可(注:割引額を控除しない販売額で課税)、としている。

- 「増値税一般納税人資格認定管理弁法」(国家税務総局例大 2 号、2010 年 2 月 10 日公布、同年 3 月 20 日施行)

過去の関係規定を廃止して新たに制定したもの。①小規模納税人の年販売額基準(注:貨物生産、課税役務提供に従事または主にそれらに従事し同時に貨物の卸売・小売を兼営している場合は 50 万元、その他は 80 万元)を超えた場合、一般納税人資格認定をしなければならない、②新規に開業した企業も一般納税人資格認定申請ができる、③ただし、小型卸売企業については、納税指導期間を設けて管理する(具体的な規則は国家税務総局が別に定める)、④認定機関(県・市・区の国家税務局または同級の税務分局)は申請受理日から 20 営業日以内に認定を行う、など。従来、小型卸売企業(外商投資商業企業を含む)に対しては、2004 年から年間予想販売額が基準(従来は 180 万元)を超える場合、6 ヶ月以上の納税指導期間が設けられ、その間は増値税発票の限度額、交付部数が制限されてきたが、今後も同様の措置が採られることになる。

- 「国家税務総局の政府閉鎖の外商投資企業の所得税優遇政策処理問題に関する通知」(国税函[2010]69 号、2010 年 2 月 12 日発布)

外商投資企業が国の発展計画(都市建設計画を含む)の調整により閉鎖・清算となった場合の企業所得税優遇の扱いについての通知。①定期減免税の優遇を享受し、閉鎖・清算により経営期間が 10 年未満となった場合は、減免した税額を追徴する、②国産設備購入に対する投資減免の優遇を享受し、購入日から 5 年以内に閉鎖・清算により設備をリース、譲渡した場合は、所得控除額を追徴する、③外商投資企業の外国側出資者が配当利益を再投資し、閉鎖・清算により 5 年未満で再投資から撤退した場合は、還付税額を追徴する、としている。

- 「国家税務総局の『外国企業常駐代表機構税收管理暫定施行弁法』の印刷・発布に関する通知」(国税発[2010]18 号、2010 年 2 月 20 日発布、同年 1 月 1

外国企業駐在員事務所に対する企業所得税、営業税及び増値税の課税に関する規則。過去の主な関係規定を廃止して制定されたもの。①企業所得税と営業税は毎四半期終了後の翌月 15 日まで、増値税は規定の納税期限までに申告・納税しなければ

日施行) ○「国家税務総局の『非居住者企業所得税査定徴収管理弁法』の印刷・発布に関する通知」(国税発[2010]19号、2010年2月20日発布・施行) ○「国家税務総局の企業所得税法貫徹実施の若干の税収問題に関する通知」(国税函[2010]79号、2010年2月22日発布・実施)	ならない、②実際の所得に基づく申告・納税が原則も、収入またはコスト・費用を正確に算出できない事務所に対しては、a)経費支出から収入を換算して課税所得額を査定する方式、b)収入総額から課税所得額を査定する方式のどちらかを適用して課税する、③課税所得額を計算する際のみなし利益率は15%を下回らない、など。過去の規定(国税発[1996]165号)では、課税対象となる活動が特定されていたが、本弁法でこの規定が廃止とされ、また、みなし利益率がこれまで実務上10%とされていたのが、本弁法では15%以上とされるなど、課税強化を意図していると思われる。 非居住者企業に対する企業所得税のみなし課税に関する初の規則。①非居住者企業の中国源泉所得に対する課税は実際所得に基づく申告・納税が原則も、課税所得額を正確に算出できない企業に対しては、a)収入総額から課税所得額を査定する方式(コスト・費用を正確に算出できない場合)、b)コスト・費用から課税所得額を査定する方式(収入総額を正確に算出できない場合)、c)経費支出から収入を換算して課税所得額を査定する方式(収入総額とコスト・費用が正確に算出できない場合)のいずれかを適用する、②みなし利益率は、a)工事作業請負、設計及びコンサルティング役務は15～30%、b)管理サービスは30～50%、c)その他の役務または役務以外の経営活動は15%以上、d)貨物販売と役務提供を同時に行い、契約書に役務の対価が記載されていないか不合理な場合は、同一または類似の業務の対価を参照して査定するが、それが無い場合は契約総額の10%以上とする、③役務提供が中国内外で同時に発生し、税務機関がそれぞれの収入に疑義を抱いたときは、非居住者企業に証明書の提出を求めるが、真実・有効な証明書を提供できない場合は、全ての役務が中国内で発生したものとみなして課税する、としている。これまではみなし利益率は実務上10～40%とされていたが、本弁法では15～50%とされており、これも課税強化を意図したものと見られる。 2008年から施行されている「企業所得税法」に関して、いくつかの不明点を明示したもの。①有形資産のリース収入の収益認識時点は、契約に定めるレシーのリース料支払日(リース期間が年度を越えリース料が一括支払われる場合は、リース期間内の年度で平均して収入に計上可)、②債務の投資への振替(デットスワップエクイティ)の収益認識時点は、契約発効時、③持分譲渡収入の収益認識時点は、契約発効かつ持分変更手続き完了時、④利益配当収入の収益認識時点は、株主会等での決議日、⑤固定資産投入・使用後に工事代金未払で発票を未取得の場合、先に契約金額で減価償却費を引き当て、発票取得後に調整(ただし調整期限は固定資産投入・使用後12ヵ月以内)、⑥免税収入に対応する各種コスト・費用は、課税所得額計算時に控除可、⑦開業費の当期損出計上は不可、経営開始年度での一括控除か長期前払費用計上のどちらかを選択、⑧投資業務に従事する企業の投資先企業からの利益配当収入については、規定の比率で交際費を計上、控除可。
--	--

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

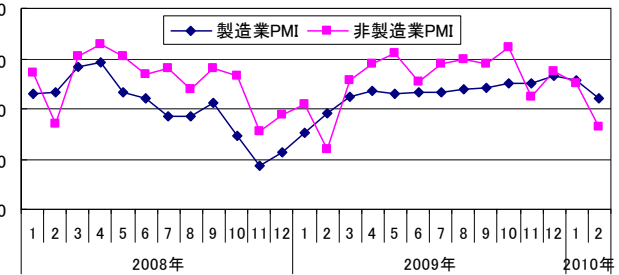
◆**全人代 2010年のGDP成長率目標を8%前後に:** 温家宝総理は5日、第11期全国人民代表大会(全人代)第3回会議の政府活動報告で、2010年のGDP成長率を8%前後、CPIを3%前後とする目標を発表した。引き続き、「積極的な財政政策」と「適度な金融緩和政策」を継続する方針で、安定的かつ比較的速い経済発展の維持、経済構造調整の促進、都市と農村の協調発展等を主要任務として掲げた。また、高騰する不動産価格の抑制や社会保障制度の改善にも取り組むとしている。

◆**2月のPMI指数52.0 景気回復ペースが鈍化:** 中国物流購買連合会が発表したデータによると、2月の製造業購買担当者指数(PMI)は52.0と、前月比3.8ポイント下落した。昨年3月以来、景気判断の分岐点である50を超えてはいるものの、2ヶ月連続して前月比下落したことから、景気回復のペースがやや鈍化しているとみられている。PMIの構成別でみると、生産、新規受注、購買量、購買価格指数の下落が顕著で、軒並み前月比6ポイント以上低下した。また、非製造業のPMIも、前月比8.7ポイント下落の46.4となり、1年ぶりに50を下回る低い水準となった。

2010年の主要経済数値目標

項目	数値目標
GDP成長率	8%前後
都市部新規雇用人数	900万人以上
都市部登録失業率	4.6%以内
消費者物価指数(CPI)	3%前後
新規人民元貸出額	7兆5,000億元

PMIの推移



(資料)中国物流購買連合会

【貿易・投資】

◆**各地で最低賃金引き上げの動き:** 浙江省政府は5日、今年4月1日より、同市の最低賃金を引き上げる通知を発表した。地域ごとに4分類され、大都市を中心とする1類地区に属する杭州市、温州市等は月額1,100元となり、全国最高水準となる。昨年は、金融危機の影響を受け、中国全土で引き上げが見送られたが、緩やかな景気回復が続く中、今年は、各地で最低賃金を引き上げる動きがでている。(詳細は、右表参照)

主要都市の最低賃金引き上げ状況 (元/月)

市	実施日	月額	引き上げ前
江蘇(1類地区)	2010.2.1	960	850
浙江(1類地区)	2010.4.1	1,100	960
上海	2010.4.1	15%前後	960
北京	2010.7.1	未定	800
広州	未定	1,000	860
東莞	未定	900~1,000	770

(出所)各省市労働・社会保障機構ホームページ及び現地新聞報道。

(注)上海、北京、広州、東莞は現在引き上げを検討中だが未確定。

【金融・為替】

◆**人民銀行 出口政策に慎重:** 中国人民銀行の周総裁は6日の記者会見で、今後の金融政策について、引き続き適度な金融緩和政策を実施することを強調する一方、インフレを警戒し、各種経済指標の変化に基づいて機動的に金融政策を調整し、比較的速い経済成長とインフレ抑制のバランスを探るとの考え方を示した。また、人民元政策について、金融危機下では特別な為替相場形成メカニズムを採用することもあるが、いずれは出口政策が問題となるとし、景気回復の基礎が磐石ではなく、不確定要因も多いなか、人民元政策を含め非常時の政策を平常に戻す出口政策の実施については、慎重な判断が必要と指摘した。

◆**外貨管理局 監督管理の向上を目指す:** 国家外貨管理局の易局長は1日、政府系機関誌「中国金融」で、今後の外貨管理方針に関する記事を発表した。2010年は世界的景気回復に伴い、対外輸出、対内直接投資の増加が見込まれることや、中国の金利が比較的高い水準にあり、人民元切り上げへの期待も強まっていることから、外貨資金流入の圧力が一層高まるとの予想を示した。資金移動の規模が拡大すると共に高まる外貨決済の利便性に対する要望に応えるべく、当局は従来の外貨管理方式を徐々に変える方針を明らかにした。具体的には、事前審査の重視から事後モニターの重視へ、取引行為に対する管理から取引主体に対する管理へ、規定が明文化されていない取引は不可とする解釈から可とする等の変更方針を挙げている。これと同時に、資金移動に対する監視・分析機能を強化し、異常なクロスボーダー資金移動への警戒体制を整備するという。

人民元の動き

日付	USD				JPY (100JPY)		HKD	EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			
2010.3.1	6.8264	6.8260~6.8266	6.8263	0.0003	7.6447	0.0027	0.8793	0.0000	9.3154	0.0472	1.6500	3237.85	37.80
2010.3.2	6.8268	6.8265~6.8307	6.8265	0.0002	7.6631	0.0184	0.8792	-0.0001	9.1980	-0.1174	1.7500	3222.50	-15.35
2010.3.3	6.8263	6.8255~6.8265	6.8258	-0.0007	7.6895	0.0264	0.8793	0.0001	9.3108	0.1128	1.6900	3247.55	25.05
2010.3.4	6.8263	6.8260~6.8269	6.8264	0.0006	7.7244	0.0349	0.8793	0.0001	9.3255	0.0147	1.6800	3170.24	-77.31
2010.3.5	6.8267	6.8263~6.8269	6.8265	0.0001	7.6460	-0.0784	0.8793	-0.0001	9.2804	-0.0451	1.7000	3178.15	7.91

RMB レビュー&アウトルック

先週の人民元は6.8264で寄り付き後、実需企業のドル買いに一時6.83台まで下落する場面が見られたものの、同水準では相応の元買い需要もみられず6.82台後半まで反発し、その後は小動きのまま6.8265で越週となった。先週5日から中国では第11回全国人民代表大会(全人代)が開催されている。開幕にあたって温首相より行われた政府活動報告では従来同様「積極的な財政政策と適度な金融緩和政策」を継続する方針が示されるとともに、人民元為替相場についても基本的な安定を維持するとの表現が繰り返されており市場への影響は限定的となった。全人代会期中の大きな政策変更は考えづらく今週の人民元は現状水準での小動きを予想するが、先週も中国政治協商会議の合間に人民銀行や商務部関係者よりインフレ懸念や人民元為替相場への言及がなされており、全人代後の当局動向を占う上で、今週も要人発言には注意したい。(3月5日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。